

福島県原子力安全対策課

参考資料 住民参加の廃炉の安全監視の取組み

1 原子力規制委員会設置法に基づく情報共有の仕組みの構築 (※1)

- ・ 本年9月に施行された原子力規制委員会設置法に基づき、政府は、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとされた。
- ・ なお、衆議院環境委員会の附帯決議においては、政府にフランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえ検討し、必要な措置を速やかに講ずるよう求められた。

※1 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

附則第6条第8項

政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

◆原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

(平成24年6月15日 衆議院環境委員会)

九、地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。

◆原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

(平成24年6月20日 参議院環境委員会)

二十六、従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。

2 原子力委員会の提言 (※2)

- ・原子力委員会は、政府・東京電力中長期対策会議が福島県等と協議し、中長期措置の透明性を確保する取組を継続していくことを期待。今後、第三者機関を設置する場合は、取組の進捗状況や見通しを定期的に現場の担当者が説明し、地域住民の要望や取組状況に対する意見を述べる会合を開催することを求めている。

※2 東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について(見解)(原子力委員会 平成24年11月27日決定)

(4) 地域住民等とのコミュニケーション活動

原子力委員会は、中長期措置が有識者、周辺の地元自治体、一般国民の視点から見て安全で妥当なものであり続けるためには、作業の透明性を確保することが重要であると判断し、取組の進捗状況を周辺地域社会に対して説明し、これに対する地域社会の御意見を聞く会を開催してきた。今後は、対策会議が福島県等と協議し、このような取組を効果的に継続していくことを期待する。なお、上記の第三者機関を設置する場合には、中長期措置の進捗状況や見通しを周辺自治体及び地域住民に説明し、取組状況に対する意見や要望を聴く会合を定期的に開催することを、その任務の一つとすべきである。

※ フランスにおける地域情報委員会（C L I）

<経緯>

1980年代 国の通達を受け、立地地域に任意団体として設置

2006年 原子力安全及び透明性に関する法律によりC L I 設置が義務づけ

<構成と役割>

○民生用原子力施設については県議会議長が責任者（ただし、フランスでは、県議会議長が日本の県知事に相当 さらに代表権は委任されるのが一般的）

地方議員 50%以上 環境保護団体 10%以上

労働組合 10%以上 専門家・有識者 10%以上

○ C L I から事業者に「質問」という形で意見を述べる機会を担保。意思決定と意見を出し合う場を分離。

<平常時の活動>

○ 国、事業者からの事業活動、規制活動の報告聴取

・ C L I は安全に関するあらゆる質問が行える。

・ 事業者はC L I からの質問に受領後1週間に答える。

○定例会合

・ 年6回程度実施

○住民との意見交換会の開催

○住民への情報発信

○専門機関への委託協同による環境モニタリングの実施

※ Tri-party Agreement

<ハンフォード核施設>

○米国ワシントン州のハンフォード核施設は1940年代にプルトニウムを建設するために建設され、45年間米国一のプルトニウム生産施設。

○大量の放射性廃棄物が発生していたが、生産期間を通じて、秘密主義対応が取られ、政府から国民に虚偽の説明が重ねられていた。

<三者合意>

○1986年から1987年にかけて、ハンフォードの運転と廃棄物に関する過去の文書が機密指定を解除され、公開され、メディアや国民各層から大きな反響。

○1989年にエネルギー省、環境保護庁、ワシントン州の三者が合意し、ハンフォードの環境除染のための法的枠組みを構築。技術、政治、規制、文化の各方面からの課題の克服を目指している。

○自治体、州政府、地域内環境組織、産業界、アメリカ先住民など利害関係者からなる市民主導のハンフォード諮問委員会が1994年に設置され、三者に除染問題について正式な助言を提示。

○米国のワシントン州は「州政府」であり、日本の自治体（県）と法的権限も同格ではなく、州政府と同等の役割を県が担うことが可能なものではないが、地元の理解が重要ということでは、同じような状況とも言える。